

企画競争説明書

業務名称：ネパール国保健・医療セクターに係る情報収集・確認調査

調達管理番号： 22a00372

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

2022年7月20日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年7月20日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ネパール国保健・医療セクターに係る情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(4) 契約履行期間（予定）：2022年9月 ～ 2023年5月

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

南アジア部 南アジア第二課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	企画競争説明書に対する質問	2022年7月27日 12時
2	質問への回答	2022年8月1日
3	プロポーザル等の提出用フォ	プロポーザル等の提出期限日の

	ルダ作成依頼	4営業日前から1営業日前の正午まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年8月5日 12時
5	プレゼンテーション	行いません
6	評価結果の通知日	2022年8月17日
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第3章2. 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口
(outm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当メールアドレス)
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLの「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下のJICAウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2022年6月1日版)」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4. (3) 日程を参照し提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：22a00123_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「22a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

プロポーザル・見積書

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下と参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザ

ルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザル作成に求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ネパール国保健・医療セクターに係る情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

ネパール国は、南アジア地域の最貧国の一つであるが、近年比較的堅調な成長を続け、2015年の震災による一時的な落ち込みから脱した2017年以降、平均約6%以上の実質GDP成長を達成してきた（IMF、2020年）。しかしながら、依然として人間開発指数は189か国中142位（UNDP、2019年）に留まり、保健分野のSDGs関連指標であるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（以下、「UHC」という。）の指標も183か国中133位（UNICEF、2019年）であり、基礎的な社会サービスである保健・医療セクターに多くの課題を抱えている。

このため、ネパール国政府の第15次5か年計画（2019/20-23/24）では、「すべての国民に対して、基礎保健サービスから高次医療サービスに亘って質の高い医療を提供する」ことが目標として掲げられている。目標の達成に向け、ネパール国政府は「保健セクター戦略（2015年～2022年）」（Nepal Health Sector Strategy。以下「NHSS」という。）に基づき、保健・医療セクターの課題解決に取り組んでいる。2019年時点で、新生児死亡率、5歳未満児死亡率、外傷による死亡率等のNHSSの各指標の目標値を達成している。一方、妊産婦死亡率は目標値10万人あたり120に対して186（UNICEF、2017年）、5歳未満児の発育障害の割合は目標値31%に対して31.5%（保健省、2019年）とNHSSの目標値を達成できておらず、特に妊産婦死亡率は南アジア地域の平均163（UNICEF、2017年）を上回り、大きな課題となっている。

感染症に関しても、医療施設における入院患者の大半を胃腸炎や腸チフスなどの一般的な感染症が占める等、罹患数は依然として多い（JICA、2017年）。特に2020年以降、新型コロナウイルス感染拡大を通じて、同国の感染症対策や地方を含めた各レベルでの保健医療及び検査体制の脆弱性が改めて指摘されており、保健医療サービス提供体制やリファラル体制の強化が求められている。さらに、非感染性疾患（以下、「NCDs」という）の患者数増加が著しく、

死因上位 10 位に慢性閉塞性肺疾患、糖尿病、高血圧等の非感染性疾患が占める割合が高くなりつつある（WHO、2014 年）。

保健・医療体制等の脆弱性の背景には、医療従事者数が病院数に比して慢性的に不足している状態であることが挙げられ、人口 1,000 人当たりの医師の数は 0.99 人、看護師・助産師は 2.16 人（2019/20 年、JICA）と、WHO 推奨値（医師：2.3 人、看護師・助産師：2.3）を下回る。また、ネパール国では、2015 年の連邦制導入以降、保健行政改革が行われ、各州内でリファラルシステムが完結する体制の構築を目指している。一方で、一次医療施設の人材や医療機材が不十分であることから、最初から二次、三次医療施設を受診するのが一般的な状況となっている。そのため、三次医療施設では基本的疾患の診療から高度医療まで幅広く対応しなければならず、常に多くの患者で混雑している。

我が国は、ネパール国において、1980 年代から感染症（結核）、学校保健、栄養、保健医療専門職者教育への協力を実施し、近年は高次病院の施設・機材整備等を主に無償資金協力を展開してきた。新型コロナウイルス感染症の世界的な流行とその影響を踏まえ、JICA は「JICA 世界保健医療イニシアティブ」を策定し、国際社会における「人間の安全保障 2.0」と「UHC」の達成に向け、感染症診断・治療体制の強化、感染症研究・早期警戒体制の強化、感染症予防の強化・健康危機対応の主流化のための支援を行う方針をかかげている。

第 3 条 調査の目的と範囲

（1）調査の目的

本調査は上記背景を踏まえ、ネパール国の保健・医療セクターの現況について、最新の情報・動向を把握し課題の整理を行い、特に、ネパール国の高次医療施設及びそれらの下位医療施設における保健・医療サービス提供体制及び人材の現状等を踏まえ、ネパール国の保健・医療セクターの協力方針（特に技術協力事業）の検討に必要な情報収集・分析を行う。

（2）調査の範囲

本調査においてコンサルタントは、上記調査の目的を達成するため、「第 4 条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第 5 条 調査の内容」に示す事項の調査を実施する。また、調査の進捗に応じ「第 6 条 報告書等」に示す報告書等を作成し、ネパール国政府へ説明・協議を行う。

第 4 条 調査実施の留意事項

（1）調査の実施方針

本調査において、ネパール国の保健・医療セクターの現況について、最新の情報・動向を整理し、課題の分析等を行い、JICA の支援方針や協力実績と親和性の高い高次医療施設における病院マネジメント強化や、下位医療施設とのリファラル体制強化を含んだ NCDs 対策、母子保健等の分野を中心に技術協力事業をはじめとする保健分野の協力の方向性を検討する。

また、合計2回の現地調査を予定しており、第一回の現地調査の結果を踏まえ候補事業を整理し、第二回の現地調査で候補事業に係る詳細の実態把握を行う。第二回の現地調査の項目については現地調査前に発注者と調査団で十分に協議の上決定する。なお、調査対象地域は、第一回はカトマンズ首都圏を調査の中心とし、ネパール国の保健医療における全体概要や首都圏に所在する公立高次病院における協力のニーズ調査を行う。第二回現地調査における保健医療施設に係る調査は第一州、バグマティ州やマデシ州等から第一回調査で収集したニーズに関連する調査対象の医療施設を選定する。

(2) 既存の調査、文献の有効活用

インターネット等を通じ、発注者や他ドナーが実施した調査報告書や事業報告書、一般に公開されている文献資料、学術論文、他国の分析資料等を効率的に収集、分析し、本調査の基礎情報として活用する。

(3) 調査の進め方

本調査において、現地再委託は想定していない。ただし、英語で公開されていない保健分野の各種指針、文献、統計資料の収集等調査の効率的、合理的な実施を目的として、ローカルリソース活用の検討は可能である¹。

本特記仕様書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等がある場合は、プロポーザルに記載すること。なお、本特記仕様書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。また、本見積については、プロポーザルに提案した調査手法及び調査項目を適用した場合に基づき積算すること。

(4) 協力の方向性及び候補事業の提言

情報収集においては、新型コロナウイルス感染症の影響、政策レベルの課題、ネパール国の高次医療施設及びそれらの下位医療施設における保健医療サービスの提供体制及び人材の現状等に留意する。

候補事業については、JICAの支援方針や協力実績と親和性の高いカトマンズ首都圏の高次医療施設を入り口にし、JICAの協力実績との相乗効果が見込める候補事業を、技術協力事業を中心に検討する。無償資金協力事業「公立高次病院準備計画整備調査（2020年4月GA署名）」を実施中の高次医療施設における病院マネジメント強化や、高次医療施設のみならず下位医療施設とのリファラル体制強化も含んだNCDs対策、上記無償資金協力事業で実施している小児病院への支援や、草の根技術協力事業等で協力実績のある母子保健等を中心に検討する。また、情報収集²及び候補事業の提言においては、以下（5）及び（6）に留意すること。

¹ ローカルリソース活用が有効と思われる場合は、活用方法を含めてプロポーザルにて提案すること。

² 第4条（4）に記載の点を踏まえて、具体的な調査項目及び情報収集・分析手法をプロポーザルにて提案すること。

(5) ジェンダー等に係る情報収集及び分析

ネパール国の保健・医療セクターにおいて、ジェンダー等を考慮した方針や取組みの実施状況を確認しつつ、ジェンダー、所得階層、地域、学歴等に応じた保健指標データを可能な範囲で入手、分析し、今後の支援方向性や効果的な援助アプローチの検討に反映する。

(6) ICT の活用策及び DX 推進の可能性の検討

本調査では、ネパール国保健・医療セクターにおける ICT 活用状況を分析し、ニーズ、重要度、緊急度、実現可能性、好事例等を踏まえ、効果的な援助アプローチの実現に向けた、ICT 活用策及び DX 推進の可能性を検討する。検討にあたっては、南アジア周辺国や途上国における本邦技術や日本の知見の活用実績（タイやブータンにおける分娩監視装置の導入等）も踏まえる。

(7) 新型コロナウイルスの影響を踏まえた留意点

現在、世界中で新型コロナウイルスの感染が続いていることから、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下における海外渡航行動規範」を遵守する。さらに、ネパール国政府の措置や JICA の安全対策措置の変更等に応じ柔軟に対応する。調査対象サイトへの渡航にあたっては、JICA 事務所や実施機関等を通じ、事前に治安状況を確認し、最新の情報を把握する

(8) JICA の関連事業との連携

ネパール国の保健・医療セクターを中心とした日本政府及び発注者によるこれまでの支援実績（無償資金協力、技術協力、草の根技術協力、民間連携事業、ボランティア事業を含む）を分析し、支援成果の活用及び実施中案件と候補事業との連携可能性・整合性について検討を行う。提案事業については、グローバルアジェンダとの整合性についてもあわせて検討する。母子保健に関連し、栄養分野における協力内容を検討する際に、栄養の観点からマルチセクターによる支援ニーズが見込まれる場合は、農業、教育及び上下水道セクターにおいて保健・医療セクターと親和性の高い案件との連携可能性についても検討を行う。

(9) 先方政府に提示する資料の事前確認

本業務の成果（協議資料等の中間的な成果を含む）についてネパール国政府に提示する場合には、発注者に事前に説明・確認の上、その内容について JICA の了承を得るものとする。

第5条 調査の内容

第4条を踏まえ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。本調査に先んじて実施した調査等を詳細に確認し、可能な限り効率的に調査を行うこと。

【基礎情報収集及びインセプションレポートの提出：2022年9月中旬】

(1) 関連資料、情報の収集・分析及びインセプションレポートの説明・協議

- ① 既存の関連資料、情報、データを整理・分析・検討すると共に、詳細な調査内容及び工程を検討する。作業にあたっては効率性を十分に考慮し、発注者と十分に協議を行うこととする。また、現地でさらに収集が必要な関連資料、情報、データをリストアップする。
- ② 上記の結果や調査に当たってネパール国関係省庁に対応を求める事項・質問等を取りまとめて、インセプションレポートを作成し、発注者に提出する。

【第一回現地調査：2022年9月中旬～10月上旬】

(2) 第一回現地調査にて、ネパール国関係省庁にインセプションレポートの説明・協議を行い、以下①～⑥のとおり、情報収集及び分析を行う。

- ① ネパール国の保健・医療セクターの政策、計画の分析
保健・医療セクターの国家開発政策・計画、関連政策を整理・分析するとともに関連省庁の実施体制をレビューする。特に現行のNHSSの実施状況、次期保健セクタープログラムの方針や進捗等の確認を行う。
- ② 保健・医療に係る指標及び疾病構造等の分析
保健・医療に係る指標、SDGsの達成状況、疾病構造、感染症（COVID-19含む）、NCDs、母子保健、栄養不良、救急医療、環境衛生の現況の整理・分析を行う。特にCOVID-19対策の実施状況を確認する。
- ③ 保健・医療システムの分析
以下の項目を中心に保健・医療システムの現状と課題を抽出する。
 - (ア) ガバナンス：省庁・関連組織の役割、地方分権化の状況、規制、公的・民間医療機関の役割と利用状況
 - (イ) 保健財政：保健財政の仕組み（診療報酬含む）、社会保障制度・公的医療保険制度概要と活用状況、保健支出及び執行率の推移、民間保険制度、ニーズと実際の予算配分・資金調達のギャップ
 - (ウ) 保健人材：医師・看護師・助産師・地域保健員（CHW）、栄養士、臨床検査技師及びその他の医療従事者（栄養士や臨床検査技師等を含む）の需要と充足状況、人材育成計画、各職種の教育体制（卒前・卒後）や養成学校の状況、供給体制、保健人材情報整備状況、各医療職の業務・役割
 - (エ) 医療施設：医療施設区分、各施設区分の提供医療サービス、各施設区分の施設数・1施設当たりの病床数、総病床数、カバー人口（公的・民間医療機関別）
 - (オ) 医療機材・医薬品管理：調達仕組み、施設区分別標準医療機材リストの概要、医療機材保守管理状況、医薬品調達と管理体制の現状（民間医療機関との連携含む）
 - (カ) サービスデリバリー：各レベルの医療施設におけるリファラル体制、公的・民間医療機関サービス利用状況、コミュニティにおける医療サービ

ス提供状況（COVID-19の影響分析を含む）、母子手帳等健康記録管理ツールの使用や運用状況

- (キ) サービスの質：医療施設の利用状況、利用者満足度、利用者及び医療従事者の要望等による公的・民間保健医療サービスの質の検証、院内感染対策、医療安全等に関する国内指針や調査結果
- (ク) 公平性・効率性・有効性：地域別（都市部-地方部）・所得階層別・男女別保健サービスアクセス及び利用状況（公平性）、GDPにおける保健支出・配分効率等（効率性）、evidence-based な介入（根拠に基づく介入）実施の程度（有効性）

④ ICT 等先進技術の利活用状況に係る情報収集

保健・医療セクターにおける ICT 等利活用に関する戦略・計画、ICT インフラの整備状況、公的保健医療情報システムの有無、システム・アプリケーションの種類と活用状況、各保健医療施設における ICT 利活用状況、他ドナー、NGO、民間等による ICT 等先進技術の利活用事例等を収集・整理する。

⑤ 他ドナーによる支援状況

保健・医療セクターのセクターワイドアプローチの現状や他ドナー（世界銀行、米国国際開発庁、英国国際開発省、アジア開発銀行、WHO 等）の活動に係る情報を収集・分析する。なお、(4)の候補事業検討にあたって、他ドナーと重複のない協力内容や、他ドナーとの連携可能性について検討できるよう、ネパール国における主要ドナーとの面談等も通じて情報収集・分析を行う。

⑥ 日本の協力実績、実施中案件の進捗と課題

保健・医療セクターにおける日本政府及び JICA の協力（民間連携案件、実施中案件含む）をレビューする。

【プログレスレポートの作成：2022 年 10 月中旬～11 月下旬】

(3) 保健・医療セクターの課題抽出³

(2)の内容を踏まえ、ネパール国の保健・医療セクターにおける課題の抽出を行う。特に、高次医療施設における病院マネジメント強化や、下位医療施設とのリファラル体制強化を含んだ NCDs 対策、母子保健等を中心に課題抽出を行い、第二回現地調査の対象地域を選定する。

(4) JICA の協力方針の検討

(2)～(3)の内容及び今後のネパール国政府の保健セクター方針に基づき、JICA の保健医療分野の協力方針を検討し、プログレスレポートとして取りまとめる。

- ① 技術協力：第 4 条（4）に基づき検討する。
- ② 無償資金協力：既存の保健医療施設のインベントリ調査結果や保健省や医療施設へのヒアリング等を分析し、医療施設整備、機材供与等にかかる

³課題の抽出や対象地域選定にあたって、絞り込み時のクライテリア等、選定方法に関してプロポーザルにて提案すること。

ニーズ整理を行う。さらに、過去の無償資金協力案件の現状と課題を分析し、無償資金協力の特色や規模感を踏まえた案件の提案を行う。

- ③ 有償資金協力：技術協力の候補事業と相乗効果が見込める有償資金協力の方向性について検討する。

(5) 協力方針に関する協議

(4)の内容を発注者、関係省庁及び主要ステークホルダーに共有の上、意見聴取する。その結果を踏まえて、発注者と十分協議の上、JICAの保健セクターの協力方針について最終化する。

【第二回現地調査：2022年12月上旬～12月下旬】

(6) 保健医療施設の現状に関する詳細調査

(4)の協力方針に基づき、カトマンズ首都圏、第一州、バグマティ州やマデシ州等から対象医療圏を選定し、保健医療施設の現地調査を行い、以下の項目等を整理する。

- ① 医療圏の特徴：各保健計画の進捗とモニタリング体制、医療圏の保健指標、健康課題と要因、財政・予算状況、他ドナーの支援状況と支援計画、リファラル圏内の医療施設間の連携・ナレッジ共有等に関する制度
- ② 施設概要：組織体制、病床数、入院・外来疾患及び死亡原因、リファラル体制、運営体制、病院利用状況（病床利用率、入院・外来患者数、手術件数、検査数等）、財政・予算状況、各施設における医師、看護師、助産師等の人数、配置施設の状況
- ③ 医療機材・医薬品管理：既存施設の老朽度、建築・改修歴等、医療機材の設置、機材の可動及び使用状況、医療機材・薬剤の管理状況
- ④ 保健人材：研修制度及び各種指針の有無と運用状況、技術レベル
- ⑤ サービスの質：医療施設の利用状況、利用者満足度、利用者及び医療従事者の要望等による公的・民間保健医療サービスの質の検証、院内感染対策、医療安全等の実施状況等

【候補事業の最終化：2023年1月上旬～2月】

(7) JICAの候補事業の最終化

(6)の調査結果に基づき、技術協力、無償資金協力、有償資金協力の各スキームにおける候補事業案の最終化を行う。候補事業の最終化にあたっては、JICAの実施中案件における課題や教訓も参考にした上で、特に効果が高いと想定される候補事業を下記に記載のとおり各スキームで2～3件程度提案する。今後具体的な案件形成の検討を進めるために、案件の提案に当たっては以下の①～⑤を提示すること。

- ① 事業目的及び必要性
- ② 事業概要
- ③ 事業実施体制

- ④ 協力概算額及びスケジュール案
- ⑤ 案件の効率的・効果的実施のための ICT 活用策の提案

(8) JICA の候補事業案についての説明・協議

(7) で提示した支援内容について、発注者、関係省庁・機関、主要ステークホルダー等と協議し、内容の精査を行う。

【ドラフトファイナルレポート及びファイナルレポートの提出:2023 年 2 月～5 月】

(9) ドラフトファイナルレポートの作成・説明

(8) までの調査結果をドラフトファイナルレポートとして取りまとめ、発注者の確認を得た上で、ネパール国関係省庁に説明し、意見交換を行う。その際、当該レポートに記載の提案はあくまで調査団として技術的見地から行うものであり、日本政府や JICA による協力の提案や実施のコミットを意味するものではないことを資料上に明記すると共に、口頭でも明確に伝え、先方政府関係者に本調査結果がそのまま協力事業として認識されないよう留意すること。

(10) ファイナルレポートの作成

- ① ドラフトファイナルレポートに対するネパール国関係省庁及び発注者のコメントを反映させ、ファイナルレポートを作成する。
- ② ファイナルレポートの内容について、先方関係機関に対し説明を行う（オンラインも可）。

第 6 条 報告書等

(1) 成果品・報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、⑤を成果品とし、提出期限は、2023 年 5 月下旬を予定している。各報告書の先方政府への説明・協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得ること。

① 業務計画書（簡易製本）

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期：契約締結後 5 営業日以内

部 数：和文 5 部、電子データ（PDF 形式、Word 形式）

② インセプションレポート（簡易製本）

記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：現地調査開始 1 週間前

部 数：英文 5 部、電子データ（PDF 形式、Word 形式）

③ プログレスレポート（簡易製本）

記載事項：「第 5 条 調査の内容」（2）～（9）

提出時期：2022 年 11 月下旬

部数：和文 3 部、英文 3 部、電子データ（PDF 形式、Word 形式）

④ ドラフトファイナルレポート（簡易製本）

記載事項：調査結果全体成果

提出時期：2023 年 2 月下旬

部 数：和文 3 部、英文 3 部、電子データ（PDF 形式、Word 形式）

⑤ ファイナルレポート（製本）

記載事項：調査結果全体成果

提出時期：2023 年 5 月下旬

部 数：和文 5 部、英文 5 部、CD-R5 部、電子データ（PDF 形式、Word 形式）

※報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けることとする。

（2）調査報告書の仕様

調査報告書のうち①～④簡易製本、⑤は製本とする。報告書類の印刷、電子化については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。また、①及び②を除く各報告書は 10 ページ程度にとりまとめた要約版を作成し、各報告書の巻頭にページの色を変えて含めることとする。

（3）その他の提出物

① 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータを項目毎に整理し、収集資料リストを付して提出。

② 議事録等

先方政府との各調査報告説明、協議に係る議事録を作成し、速やかに発注者に提出すること。

③ 調査業務報告書

JICA の規定により、調査業務月報を添付した月例の業務報告書を翌月 15 日までに発注者に提出する。

④ その他

上記の提出物の他に、関連会議・検討会⁴の開催時に必要な資料等、発注者が必要と認め報告を求めたものについて提出する。

⁴ 第5条に記載の協議に加え、発注者との現地調査に向けた協議及び現地調査前後の報告会（6回）を想定。

プロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No	提案を求める項目	特記仕様書案への該当条項及び記載ページ
1	ローカルリソースの活用	第4条 実施方針及び留意事項 (3) 調査の進め方 (P.9)
2	調査項目及び情報収集・分析手法	第4条 実施方針及び留意事項 (4) 協力の方向性及び候補事業の提言 (P.9,10)
3	保健・医療セクターの課題抽出及び第二回現地調査の対象地域の選定方法	第5条 調査の内容 (3) 保健・医療セクターの課題抽出 (P.12)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：保健・医療セクターの情報収集・確認調査及び事業形成業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／保健システム

➤ 保健サービスの質／病院管理

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 5.40人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／保健システム）】

- ① 類似業務経験の分野：業務主任者／保健システム
- ② 対象国及び類似地域：ネパール国及び全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 保健サービスの質／病院管理】

- ① 類似業務経験の分野：保健サービスの質／病院管理
- ② 対象国及び類似地域：ネパール国及び全途上国
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年9月より業務を開始し、2023年5月の終了を目途とする。各調査報告書作成時期の目途は以下の通り。

- 1) 業務計画書 2022年9月中旬
- 2) インセプションレポート 2022年9月中旬
- 3) プログレスレポート 2022年11月下旬
- 4) ドラフトファイナルレポート 2023年2月下旬
- 5) ファイナルレポート 2023年5月下旬

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 13.20月（現地：7.30人月、国内5.90人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／保健システム（2号）
- ② 保健政策・財政
- ③ 保健サービスの質／病院管理（3号）
- ④ 母子保健
- ⑤ 非感染性疾患
- ⑥ ICT利活用

3) 渡航回数を目途 全10回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

本調査において、現地再委託は想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- ネパール国公立高次病院医療機材整備計画準備調査報告書（地方病院調査地方8病院詳細情報）」

2) 公開資料

- ネパール連邦民主共和国 救急医療・災害医療にかかる 情報収集・確認調査 ファイナルレポート

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12292900.pdf>

- ネパール国 公立高次病院医療機材整備計画準備調査報告書（先行公開版）

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12364188.pdf>

- JICA グローバルアジェンダ 保健医療

https://www.jica.go.jp/activities/issues/health/ku57pq00002cy8ad-att/health_text.pdf

- [Nepal Health Sector Strategy 2015-2020](#)

<https://nepal.unfpa.org/en/publications/nepal-health-sector-strategy-2015-2020>

- [NATIONAL HUMAN RESOURCES FOR HEALTH \(HRH\) STRATEGY 2021-2030, NEPAL](#)

<https://publichealthupdate.com/hrhstrategy2030nepal/#:~:text=The%20Ministry%20of%20Health%20and,to%20ensure%20universal%20health%20coverage.>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。本調査はネパール国政府の要請に基づくものではなく、JICAの責任において実施するものであることから、ネパール側から特別な便宜供与を得られるものではありません。ただし、本調査実施にあたり、JICAネパール事務所から主な調査対象期間や調査内容・実施スケジュールの通知等の調査協力依頼や、必要に応じたリクエストレターの発出等、円滑な調査実施のための協力を行うものとし、本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められていますが、便宜供与にかかるJICAネパール事務所の支援を必要とする場合は、JICAネパール事務所に随時連絡・協議してください。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地業務期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については

JICAネパール事務所、在ネパール日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取り、安全対策について了解を取るよう留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4.見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) その他（以下に記載の経費）

第二回現地調査（2022年12月上旬～12月下旬）に要する経費：一般業務費のうち、業務従事予定者及び必要に応じ特殊傭人の旅費・交通費、車両関連費、特殊傭人の地方出張の際の日当・宿泊費。（第二回現地調査分は、業務人月に応じた報酬分、日当・宿泊料のみを見積に計上し、それ以外の現地で発生する経費は別見積もりとしてください）

（3）定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

特になし

（4）外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

5. その他留意事項

特になし

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／保健システム</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／○○○○</u>	(-)	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力：保健サービスの質／病院管理	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	